



2025 年 11 月 17 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ア ト ラ エ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 新 居 佳 英
(コード番号：6194 東証プライム市場)
問 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 鈴 木 秀 和
TEL. 03-6435-3210

2025 年 11 月 13 日公表「定款の一部変更に関するお知らせ」に関する補足説明資料

2025 年 11 月 13 日にお知らせいたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、定款変更の目的を補足説明させていただきます。

2025 年 12 月 19 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議する定款変更は、定時株主総会（以下「総会」という）の開催時期を適切に設定する事により、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、総会の招集の時期及びその議決権の基準日にかかる現行定款第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の一部を変更するとともに、あわせて現行定款第 43 条第 1 項及び第 2 項の期末配当及び中間配当の基準日につきましても、それぞれ所要の変更をするものであります。

この定款変更の目的は、株主の皆様が、総会の前に、意思決定に有用な情報が豊富に含まれる有価証券報告書（以下「有報」という）を十分に確認・検討できる時間を確保する事です。当社は既に 2024 年 9 月期に係る有報を総会の前日に提出しており、2025 年 9 月期に係る有報についても同様に総会前に提出する予定であります。2026 年 9 月期以降は、有報の総会前の早期開示を更に推し進め、総会の 3 週間以上前に有報の提出を行いたいと考えております。なお、金融庁が設置する「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」においても、議決権基準日の後倒しによる総会開催日の後倒しが総会 3 週間以上前の有報開示実現の選択肢として提案されています（※）。当社は、定款変更後は総会を毎年 1 月に開催する方針とし、これにより総会 3 週間以上前の有報開示を実現いたします。

当社は、経営の透明性の向上と株主利益の保護を最重要課題と認識しております。今後も、株主の皆様への適時適切な情報開示に努めてまいります。

※「有価証券報告書の定時株主総会前の開示について」（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>

「総会前開示の実現方法」（金融庁）

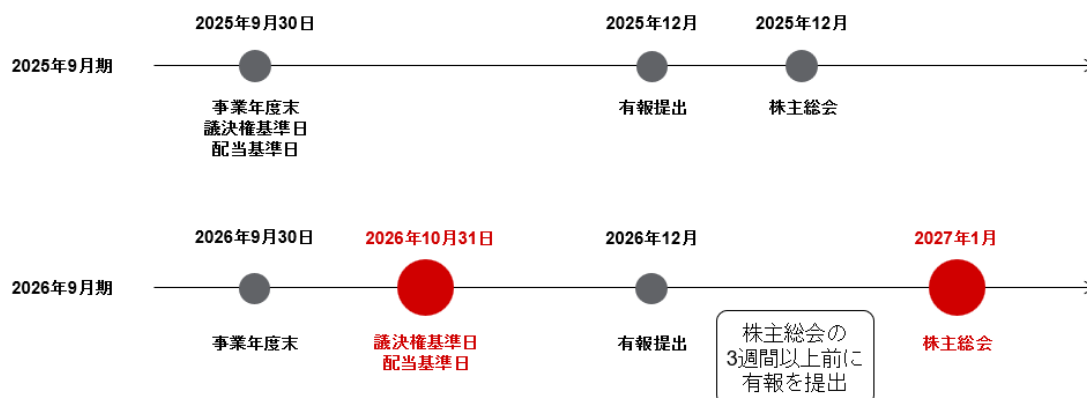
<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji02.pdf>

以上

(ご参考) 定時株主総会と有価証券報告書提出のタイムライン

株主総会3週間以上前の有報開示の実現に向けて

- 株主総会の開催時期を適切に設定する事により、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、**株主総会の議決権基準日と配当基準日を9月30日から10月31日に変更する**
- 今後は株主総会を**毎年1月**に開催する事とし、**株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を提出する方針**



* 本件については、2025年12月19日開催予定の第22期定時株主総会において定款変更議案が原案通り承認可決される事を条件としております。